

平 群 町 議 会  
文 教 厚 生 委 員 会 記 録

招 集 年 月 日	令和元年12月4日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 ( 開 議 )	12月4日午前10時1分宣告
出 席 委 員	植 田 いずみ 岩 崎 真 滋 稲 月 敏 子 山 本 隆 史 井 戸 太 郎 馬 本 隆 夫
欠 席 委 員	な し
紹 介 議 員	山 口 昌 亮
会 議 事 件 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 西 脇 洋 貴 副 町 長 植 田 充 彦 教 育 長 岡 弘 明 総 務 防 災 課 長 川 西 貴 通 住 民 生 活 課 長 北 樋 口 政 弘 健 康 保 険 課 長 辰 巳 育 弘 福 祉 課 長 西 岡 勝 三 住 民 生 活 課 主 幹 浅 井 利 育 健 康 保 険 課 主 幹 乾 充 喜 健 康 保 険 課 主 幹 南 佳 子 福 祉 課 主 幹 乾 宏 美 福 祉 課 主 幹 岡 田 康 裕
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 西 谷 英 輝 主 幹 高 橋 恭 世
付 託 事 件	議案第64号 西和地域病児保育室設置条例の制定について 議案第65号 平群町ポイ捨て等の防止条例の制定について 請願第1号 介護保険料の引き下げを求める請願書 請願第2号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書
会 議 録 署 名 委 員 の 氏 名	委員長は、会議録署名委員に次の2名を指名した。 山 本 隆 史 馬 本 隆 夫

開 会 （午前10時01分）

○委員長（植田いずみ）

それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより文教厚生委員会を開会いたします。

町長、開会に当たりまして御挨拶をお願いいたします。はい、町長。

○町 長

皆様、改めまして、おはようございます。委員の皆様方にはお忙しい中、文教厚生委員会に出席いただきまして、どうもありがとうございます。

本日の案件につきましては、昨日の本定例会で付託をされました議案第64号 西和地域病児保育室設置条例の制定についてと議案第65号 平群町ポイ捨て等の防止条例の制定について、請願第1号 介護保険料の引き下げを求める請願書、請願第2号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書であります。委員の皆様方には審査いただきますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○委員長（植田いずみ）

それでは、これより会議を開きます。

（ブー）

○委員長（植田いずみ）

最初に、会議録の署名委員を指名いたします。

会議録署名委員には山本委員、それと馬本委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

当委員会に付託を受けました案件は、議案第64号 西和地域病児保育室設置条例の制定について、議案第65号 平群町ポイ捨て等の防止条例の制定について、請願第1号 介護保険料の引き下げを求める請願書、請願第2号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書、以上4件であります。

それでは、議案第64号 西和地域病児保育室設置条例の制定についてを議題といたします。

初日の本会議におきまして議案の説明を受けておりますので、説明は省略をさせていただきます。

それでは、これより議案第64号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、稲月委員。

○委 員（稲月敏子）

本会議のときに大分いろいろなことが質疑がありましたから大分よくわかっ

てはきてるつもりなんですけれども、病児の病気の中身なんですけど、この一緒に入れてくれているのは規則の中に第4条に病気の名前等書いてあるわけなんですけれども、急性期については当然ね、家でできる限り保護者が見るとというのが基本やというふうに私も認識をしてるわけなんですけど、この中に、はしかですね、はしかってというのは急性期は絶対無理やと思うんですね。非常に重篤な状況に陥るという可能性のある病気ですし、一定治まっても大丈夫かなというところら辺でしか、預かることはどんな状態であっても無理やというふうに思うんですけれども、ここには麻疹のことは触れてないんですが、ちょっと斑鳩のほうで先にやられてるんでね、その中で、はしかについてはだめやというようなことをちらっと聞いたんでね、その点ではどうかとちょっとお尋ねしたいんですが。

○委員長（植田いずみ）

福祉課乾主幹。

○福祉課主幹（乾 宏美）

病児保育の対象疾患のことについての、その中でもはしかについてのお尋ねなんですけれども、5町でも対象疾患をどうするかってということで議論した中で、はしかについても議論、確かにかなりしたんですけれども、委員、今御指摘いただきましたように、はしかってものの感染力の高い疾患ということで、病児保育の中では望ましくないかなということで、西和地域病児保育室では、はしかにつきましては対象疾患から除外するという対応をとということで今のところは考えております。

○委員長（植田いずみ）

はい、稲月委員。

○委員（稲月敏子）

ということは、もうほかに感染、人にうつさないというところまで回復を、回復期ですね、そういうところも含めて麻疹に罹患したということがあればもう一切だめという。それはまた医者判断になるんだろうと思うんですが、基本的にはそういうこととと考えていいんですかね。

○委員長（植田いずみ）

はい、福祉課乾主幹。

○福祉課主幹（乾 宏美）

現時点では、はしかにつきましてはどの時期にありましても対象外というふうにさせていただいてるところです。

○委員長（植田いずみ）

他にございませんか。はい、井戸委員。

○委員（井戸太郎）

僕は、こども園でも感染症対策についてはいろいろどうですかという意見は出さしてもらったんですけども、この場合でも病院ですけども、よく院内感染とかはやってますし、そういう意味で前、隔離を2カ所に分けてっていう話、骨折の方とかあったんですけども、もしそれが3種類、例えばインフルエンザのAとBの方と別の方でおられた場合は6名じゃなくて、例えば3名ぐらいに抑えるとかそういうふうにするのか、そういう対策っていうのはどうなってるんですか。

○委員長（植田いずみ）

福祉課乾主幹。

○福祉課主幹（乾 宏美）

もう1点、今いただきましたように、複数の疾患が重なるとやはり感染性の問題がありますので、その場合は6名の定員であってもお断りすることがあるかもしれないということは想定しております。

○委員長（植田いずみ）

他にございませんか。はい、馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

本会議上いろいろ出ましたけども、定数6名ということで、今いろいろ危惧されてるお話と思いますけども、基本的には運営は看護師さん10人に対して1人という加配で、保育士さんについては3人に対して1人ということで、保育士さん2人に対して看護師1人という体制で運営をしていただくわけなんでございますが、今ちょっと感染性のお話出てましたけども、1人のエントリーはインフルエンザですぐ治りませんので、1週間ということでここに、規則かな、書いてますんで、1週間の方が例えば3人エントリーされたらずっと3人ともそのまま1週間いて、あと3人の枠しか。それは5町に対して6人ですので、非常に子どもたちに対してそういう病気が流行した場合、平群町の人、もしも今、定数いっぱいですので、こういう病気で、病気の名前はおっしゃらないと思いますが、こういうことでお断りをさせていただきますということが発生した場合の平群町としての対応策は何かございませんか。

○委員長（植田いずみ）

福祉課乾主幹。

○福祉課主幹（乾 宏美）

御利用の御希望のあった方につきましてはね、本来でしたら全員御利用いただくのが本意なんですけれども、今申し上げたような理由で、何分定員もありますので、御利用いただけない場合っていうことは御質問いただいたように生じることはあると思います。そのような場合につきましては、ほかの病児保育

室の御案内もさせていただけるかなと思っております、近隣ではですね、生駒市のほうで阪奈中央病院のこぐま園さんのほうが生駒市以外の方の御利用もできて、平群町の方の利用実績もあるとお伺いしていますので、そちらのほうの御案内でありますとか、王寺・上牧町さんが協定されてます大和高田市にあります土庫病院の中のぞうさんのおうちのほうも協定市町村以外の方の御利用も可能ではあるというふうにお伺いしていますので、他の病児保育室の御案内はさせていただけるかなということで、できるだけ保護者の方の御利用に、意向に沿えるように努めたいと思っております。

○委員長（植田いずみ）

はい、馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

というのは、平群町、維持運営費として年間約250万の負担をせねばならないわけでございます。そこで、負担はするわ、平群町の人はいれへんとなった場合、大変なまたいろいろ、住民からいろいろなことあると思いますけども、1週間が僕は長いとか短いとか言わないけども、1人の方が1週間てなればね、5町で6人の枠の中でね、果たしてどこでもその1週間という、土庫病院さんにしろね、皆1週間という一定の基準を持ったはるんかな。その1週間という議論は中でされたと思いますけど、その点ちょっとどういう議論あって、ほんで近隣はどういう状態で1週間やって1週間エントリーでけてますよとかそういうことをお知らせいただけますか。

○委員長（植田いずみ）

福祉課乾主幹。

○福祉課主幹（乾 宏美）

病児保育で保育施設になりますので、医療施設ではありませんので、集団保育に耐え得る期間ということで、1週間以上延びる場合は保育よりも医療のほう、治療のほうをやっぱり優先させていくということが望ましいかなというところで、他の病児保育室でも大体おおむね7日以内というところをされてるところが多かったので、西和地域病児保育室におきましても7日というところで決めさせていただいたところです。

○委員長（植田いずみ）

馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

わかりました。けれども、今度5町で一つのところ、皆利用するんやけど、将来定数いっぱいに入られませんかって保護者に対してね、非常に保護者も不安も持っておられると思いますので、どう言うたらいいんかな、それに対して今お

っしやった生駒の阪奈中央病院、土庫病院さんとかそこら辺の対応もね、いろいろ考えていただきたいなと思うんやけど、土庫病院さんやったら大和高田やし、要するに保護者にとっては利便性がね、問題性もあるし、そういうことも兼ねながら1週間という日にちについてはね、今後の中で議論をしていただきたいなと思うんやけど、その点どうですか。

○委員長（植田いずみ）

福祉課乾主幹。

○福祉課主幹（乾 宏美）

利用実績を踏まえまして、また5町のほうで協議していきたいと思います。

○委員長（植田いずみ）

よろしいですか。

○委員（馬本隆夫）

はい。

○委員長（植田いずみ）

他にございませんか。はい、稲月委員。

○委員（稲月敏子）

今の馬本委員の質問に関連するんですけれども、入れない場合っていうのは、もうそれはいろいろ流行性疾患がはやった場合は出てくると思うんですね。それと反面に誰もいないっていうようながらごとのときもあるというのは、これが病児保育としたらね、そんなもんやというふうに私は理解をしますし、阪奈中央やらぞうさんのおうち、土庫のほうも見学させてもらったりとかお話聞きに行ったりとかもしたんですけども、そういう波はあるのは仕方ないなっていうふうに思ってるんですけども、いっぱいになる、その時期にはどことも、おんなじ病気で満杯になってる可能性っていうのはほかのともあるとは思いますが、私は、これは私の一般質問でも1回させてもらったことあるんですけども、この西和地域の今回開設をされるこの病児保育室以外のね、特に平群から一番近いということでは生駒市の阪奈中央、北側に位置するわけで、親御さんたちの勤務の関係で北方面行かれる方たちにとってはそちらのほうの方が便利であるとかね、やっぱり子どもにとっても負担が少ないとかいろんなこともあるとは思いますが、そういった西和地域で6人という少なさっていうのもあるしね、そんなんで言えば、阪奈中央なんかとももう少ししっかりした連携をとっていただいたり、料金についてもね、今この西和やったら2,000円で、これ、お金も出してるからなんですけども、やっていけるわけなんですけども、生駒や他のところ行ったら高い料金になってくると思うんです、他市ということですね。その辺ではね、阪奈中央との連携、きちっとした契約っていうのかな、そんな

んもあって、そちらにも行けるような条件を、今じゃないんですけど、将来的にもね、ちょっと考えていってほしいなというふうなことも頭の中に置いていただいて、今後検討していただきたいなというふうに思います。

○委員長（植田いずみ）

答弁求めますか。

○委員（稲月敏子）

いいです。

○委員長（植田いずみ）

よろしいですか。他にございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。討論はございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第64号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決をされました。

ここで説明員が入れかわりますので、しばらくお待ち願います。

説明員交代

○委員長（植田いずみ）

続きますして、議案第65号 平群町ポイ捨て等の防止条例の制定についてを議題といたします。

初日の本会議において議案の説明を受けておりますので、説明は省略をさせていただきます。

これより議案第65号に対する質疑に入ります。はい、井戸委員。

○委員（井戸太郎）

本会議でも実効性の担保ってということで質問させていただきましたけれども、ちょっといまいちその状況がつかめないといえますか、つくるといって自身はもちろんいいことだとは思いますが、ただ、この文言や条項を見ましても、はっきり言えば浮かばないといえますか、現実問題、職員の方が見守りをするということなんですけども、実際、じゃあ見つけて注意されたときに、注意をしようにも見つけれるのかという問題もあるんですけど、ポイ捨て、そうですね、実効性の担保という意味ではちょっと答弁が不十分だったと思うんです。具体的にどのようにしていこうかっていうのもちょっと見えてこないで、例えばですけど、広域農道であったり、168のところポイ捨てがあったとしますけども、実際それをじゃあ、ずっと職員がチェックするのかわからないと思うんです。見回りされるということなんですけど、どの程度見回りを考えておられるのかわかるというのがあります。それがちょっと1点なんですけど、あと実際、じゃあ見つけたといっても本人が否定した場合どうなるのっていう問題があるんですよね。そんなん知らんって言われたらどないしようもない。この証拠主義の世界なので警察ですら言えないっていう状況があるので、そこがどういう対応をされるのかわかるというのが2点目ですね。

実際にこれ、見ましたら責務ですね。土地所有者の責務ってなってくると、結局ポイ捨てをした人じゃなくてポイ捨てされた側の人に責務が、これ、及んでるんですね。土地の所有者はきちんとポイ捨て等のものを、協力をしてですね、簡単に言うとすぐに掃除しなさいよっていうことだと思いたくはなんですけども、ということは結局、その費用とか手間であるとかは土地所有者、要は捨てられた側に、被害者がしなくちゃいけないような設定になってるんですけども、この辺をどう考えておられるのかというか、そこですね。とりあえずその3点お願いします。

○委員長（植田いずみ）

住民生活課浅井主幹。

○住民生活課主幹（浅井利育）

見回り等なんですけれども、こちらのほうはですね、そもそもこの条例といいますのは、皆さん協働でごみを捨てずにきれいな町をつくりたいということでの条例となっております。ですので、見回りにつきましては、いつという定義はないんですけども、順次見回るという状態で考えております。そして、見



回ったときにポイ捨てを発見した場合、当然ながら捨てるところを見てのポイ捨てという確認になりますので、そのときに職員らが「今ポイ捨てされたんで拾ってくださいよ」というそういう注意をするという形が第1段階かと考えております。

それで、当然ながら目の前で捨てられて、そういう注意されれば拾われると思うんですね。それでも拾われないという場合にありましては次の手続、勧告という形に及ぶと思います。それ以外ですね、例えば見回り以外でポイ捨てが多い地域、場所、ありましたら、そちらのほうは地域住民の方のいろんな目撃情報とかを得まして、何時ぐらいが一番多いのか、特定の人がされているのか、そういうことも調査した上ですね、例えば監視カメラをつけるなどそういうことをして、常時ポイ捨てされてる悪質な方の特定等をしたいと考えております。

そういう中で本人特定すれば本人さんにその映像なりを見せながら、あなたポイ捨てされてますよねという形になると思います。当然ながらポイ捨てが多い場所につきましては看板等でですね、ここらにポイ捨てをしないでくださいという形で、ポイ捨て防止の、しないようにの促しをするという形を行います。

あと、土地所有者の責務なんですけれども、こちらの捨てられた側の方、被害的なことになるんですけども、その方、捨てられてしまいましたんで、ごみは拾っていただくという形になるかと思えます。責務の中では当然ながら「清掃活動その他必要な処置を講ずる」とあります。こちらのほうにつきましては、環境美化ですので、そこがごみを捨てやすいような環境になってないという形にしてもらうという形の責務ということになります。ですので、家の前にごみが散らかってあればどうしても通りがかりの人はごみをポイ捨てしてしまうということがよくありますので、そちらのほう、きれいにしてもらってごみを捨てづらくするという形の責務と考えております。

○委員長（植田いずみ）

はい、井戸委員。

○委員（井戸太郎）

なるほど。わかりました。この条例自身の問題っていうのはわかるんですけど、そういう特殊な事情の方には防犯カメラなりで証拠をきっちり突きつけてっていう形にするということなんですね。わかりました。

ちょっと気になったんですけど、町長が、あと第11条で勧告となっておりますけど、そもそも勧告っていうのも注意だと思うんですけども、注意する人っていうのは誰っていうのが、例えば町の職員全員なのか。例えば、町長がたまたま歩いておられて、そこでポイ捨て見つけたら町長が注意。これは町長って書

いてあるんでそうですけども、例えば違う担当課の課長が見てたりとかしてた場合のやつとか、この範囲っていうのはどういう感じなんですかね。例えば住民もある意味、自治会の会長だったらオッケーであるとか、その辺はどのような感じでしょう。

○委員長（植田いずみ）

住民生活課浅井主幹。

○住民生活課主幹（浅井利育）

現場でポイ捨てされたところを見て注意するという方はどなたでも構わないと考えております。それは皆さん協働できれいにすることがこの条例の趣旨ですので。ここにあります勧告なんですけど、これ、勧告書という書面を渡すということになりますので、この書面は僕たち住民生活課が担当課になりますんで、そちらのほうで書面をもってその方に勧告書を渡すという形になります。ですんで、ここにあります勧告、命令等あるんですけども、そちらのほうは町の事務という形になりますので住民生活課で行い、その手前ですね、捨てられたのを見た場合っていうのは皆さんが注意し合うという形になります。

以上です。

○委員長（植田いずみ）

他にございませんか。馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

ちょっと三つか四つお聞きします。今、井戸君がちょっと質問したように、この条例は非常に、何や、よう見れば見るほど厳しい。協働と言いながら厳しい。捨てた人に対して、過料は書いてないけども、最終的には勧告し、それを命令として、ほんでまた聞かなければ意見陳述をして、それでまだ聞かなければホームページに載せるというふうな、間違うてるところがあれば言うて下さいや。そういうふうなことがここに、条例にはうかがえるわけやけど、これだね、僕ね、一番大事なことはね、この目的、町民等、事業者、土地所有者等及び町が協働っていうことでね、そうなれば僕は啓発が一番基本じゃないかなと思う。この条例についてはね。

それで私たち今、議会で初めて新条例で議論してるけども、住民がわからへんわけや。広報で載せても認識されない場合もあるので、住民とともに協働でやるんやったらいろんなところへ看板を、こういう条例できましたよと、平群町にはということのを皆、住民に見てもらおうような啓発の看板をまず設置すべきやなど。そこはまた担当者で聞いて、自治会やったら自治会長にまたお話もされながら、それは考えるべきやなど。捨てた後云々とか捨てられないような環境づくりをするというのが目的やからね。要は住民にこういう条例できまし

たってことを認識してもらうようお願いしたいなというのが1点目。

2点目につきましてはね、今、自治会でこんなことあんねん。自治会でごみステーションと言わないけどネットを置いてね、ほんで平群の袋に入ってなしにポイ捨てしはる方がおいでになるということでもちょっとお聞きしてんのやけどね、その場合、今でも現実にあるところも地域にもあると思うんだけど、課としてどのような対応をされてるかということもお聞き願えますか。

それと今度ね、もう二つやね、ごみ箱を新設してはどうかという意見あつてんけどもね、僕は思うねけど、今コンビニ行ったらさ、ごみ箱昔外に置いてあったやつ、今、中入れてはんね、コンビニね。あれ、やっぱりそれぞれの持ち込みのごみの対策と思うわ。事業者にすればね。そやから今度、平群町がごみ箱をいろいろつくったらね、管理は誰するんやとかね、いろんな問題もでてくるんで、そこら辺もよう慎重に考えながら、まず看板を最初につくるということだけ重視されたらまずええんちゃうかなというふうに思います。

それと、生駒市とか三郷町が早くからでけてるという話やから、趣旨は大体よう似た趣旨に聞いているんだけど、今までにそういう勧告、いろんな責務、行政としてね、ポイ捨てを発見したとかいうようなことで、その方に対して平群町みたいに勧告がホームページに載る。最後はね。そういうようなことは実績としてあったんかどうかということも御説明していただけますか。

○委員長（植田いずみ）

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

失礼します。まず1点目の啓発の部分に関しましてはですね、当然看板等を設置、そして啓発等は考えております。そしてまた、近隣の市町村のほうへ調査も赴きまして、そしてまたポイ捨ての多量地域、たくさんある平群町内のその辺の実態も早急に調査しましてですね、その部分に配置、設置をしていきたいと考えております。

そして、2点目のごみの自治会のその辺のほっておられる部分に関してはですね、基本的にはごみの収集に関しましては有料ごみの袋に入れていただかないと清掃センターのほうでは回収はいたしません。そして、当然その回収をされない部分に関しましては清掃センターの職員のほうが張り紙ですね、これは該当しないものですのでお引き取りくださいというものを張っております。そして、その部分に関しましては、基本的にはまず1週間から10日程度そのまま置いておりますが、その後ですね、私ども住民生活課の職員がその担当の自治会の役員さんとか総代さんとかにお立ち会いいただいて、それを回収させていただいてるという次第でございます。

そして3点目でございます。3点目に関しましては、ごみ箱の設置という御意見もいただきましたが、基本的には町といたしましては、この設置という部分に関しましては現在考えておりません。ごみに関しましては、このポイ捨て条例の部分も含めまして、趣旨も鑑みまして、御自身で基本的には持って帰っていただくという考えをいたしております。

そして、最後のこの罰則とかそういう部分の過去にあったかということですが、奈良県ではございませんが、他県の部分のところで罰金、過料をしているところが約10年ほど前に設置をされておりますが、10年間1回もそういう部分の過料等、そこまでは至ってないと。あくまでもこの条例に関しましては、過料は科してありますが、ごみを皆さんで捨てない、平群町をきれいするという目的を趣旨にしておりますので、そういう部分で過去にもなかったというふうに聞いております。そして、平群町もそういう趣旨の目的で、ごみを捨てない、捨てさせない、一緒に平群町をきれいにするという思いでこのポイ捨て条例を提案させていただいたこと、御説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（植田いずみ）

他にございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。討論はございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第65号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
ここで10時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時32分)

再 開 (午前10時45分)

○委員長 (植田いずみ)

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○委員長 (植田いずみ)

続きまして、請願第1号 介護保険料の引き下げを求める請願書を審査いたします。本日は請願の紹介議員であります山口議員に御出席をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、本会議初日において紹介議員より説明を受けておりますので、説明を省略いたします。

これより請願第1号に対する質疑に入ります。紹介議員並びに当局に対し、質疑がありましたらお願いたします。山本委員。

○委員 (山本隆史)

1点だけ御質問させていただきます。紹介議員の山口議員さん、よろしくお願いたします。

昨日の本会議で山口議員さんから御説明いただきました中で今回の請願文書については1, 192筆の署名をとっていただいているということでお聞きしたと思うんですが、ちょっと数字はすみません、間違っていたらごめんなさい。全員がこれは1号被保険者に該当されるということで認識してよろしいものでしょうか。

○委員長 (植田いずみ)

はい、山口議員。

○紹介議員 (山口昌亮)

平群町議会に出す請願ですから、全員、平群町住民の方です。全員1号被保険者ということではもちろんありません。

○委員長 (植田いずみ)

いいですか。他にございませんか。はい、稲月委員。

○委員 (稲月敏子)

私もこの介護保険料の引き下げをぜひしてほしいと考えておりまして、紹介

議員にもなっているところなんです、今言われてますこの署名を集めるのも、私もかなり頑張って皆さんに訴えをさせてもらったところなんです。その中で皆さんの御意見というのは、やはり介護保険のありがたみっていうのは非常によく感じているという方たち、それで利用もしっかりさせてもらって、非常に助かっておられるというそういう御発言、これもたくさん当然おられたわけですけども、それとは逆に介護のお世話にならないで自立して自分はやっていきたいんやということで、一生懸命頑張ってるんやと。それ、いざというときには仕方ないというふうには思っておられるんですけども、できる限り介護、この認定も受けずにね、自立して最後まで頑張り切りたいというような思いで、ひとり暮らしも含めて頑張っておられる高齢者の方も大変多かったっていうのは印象的です。

確かに本当に見た目っていうか、お元気でね、八十幾つ、90になっても頑張ってはる人いっぱいいてはるわけで、その人たちの姿っていうのは非常に感銘も受けましたし、こういう高齢者にならなあかと自分自身にも言い聞かせながらやってきたわけですけども、しかし、その人たちの気持ちとしては、この取り過ぎたというね、今、基金がどんどんたまってきてて、ことしで4億円も積み上がってるんやよっていう話になる。何でそんなん、それやったら下げてほしい、これは当然やと。自分は使わんとできるだけ終わろうと思ってる。これまで長い間掛けてきた全てね、それは本人にとっては無駄っていうか、掛け捨てになるわけですから、それやったらあと残されたわずかの、何年生きるかわかれへんところ、あした死ぬかもしれへんと。そんな1年先、2年先、3年先まで待つ。そのとき、次の第8期に下げるといようなことをもう言うてはるんよという話をしたら「そんなもん待ってられへん」って言うて。「その間に私は死ぬかもしれへん」。もう当然払い過ぎた分わかってるねんから少しでも下げてもらうのは当然ではないかという、そういう御意見っていうのも非常に多かったというのが今回の署名を集めてての私の感想なんですよね。

そこでですね、一つ、町当局にお尋ねしたいんですが、30年度の決算審議、決算委員会での審議とかも随分突っ込んだ論議もされてまいりました。その中でこの第7期、来年度ね、第7期の計画が終了する来年度における剰余金の見込みですね。これはこの中でもおっしゃってたと思うんですけども、5億円を超えていく見込みがあるというようにもおっしゃってたわけですけども、この私の認識で間違いはないでしょうか。

○委員長（植田いずみ）

福祉課岡田主幹。

○福祉課主幹（岡田康裕）

当初決算のときに、一応5億円超える見込みでないかなというようなお話だったと思うんですけど、今現在の給付ですね。今年度の令和元年度の給付見込みで言いましたら大体17億円強ぐらいの見込みをしております。去年の決算のほうは16億円ぐらいでしたので、伸び率で言いましたら大体1.065%ふえる見込みしておるんですけど、それを踏まえましてところの基金の積み立てにつきましては5億円いくかどうかというのは今の時点ではちょっとわかりません。そういう状況です。

以上です。

○委員長（植田いずみ）

他にございませんか。はい、稲月委員。

○委員（稲月敏子）

5億円にいくかどうかはわからないということは、そのニュアンスというのは5億に近い額ということで理解をしいですか。

○委員長（植田いずみ）

福祉課岡田主幹。

○福祉課主幹（岡田康裕）

今現在の今年度の見込みにつきましては、直近の給付のほうの実績に基づいて出した数字になりますので、今の時点で必ず5億円超えるかどうかというのはちょっと何とも言えない状況かなと思っております。

以上です。

○委員長（植田いずみ）

いや、質問は近い金額かという質問ですので。

○福祉課主幹（岡田康裕）

そうですね。どこまでが近いっていうニュアンスあるかもしれませんが、4億円からふえる見込みなのは間違いないのかなと認識しております。

以上です。

○委員長（植田いずみ）

はい、井戸委員。

○委員（井戸太郎）

すごいこの判断難しい状況なんですけども、介護保険料4億、5億という数字はかなり大きくなってますけども、一方で今回、介護保険、国の発表で10兆円を初めて超えたということで、ちょっと危機感を持ってるんですけども、これから5年後あたりが一番厳しくなるというのがデータでは出てますけども、この8期に向けて実際それこそどの程度がいいのかもちょっとよくわからない部分もございまして、8期に検討するというか、今の時点ではこの

調子で行けば引き下げる方向には考えておられるのですか。そこをちょっと。

○委員長（植田いずみ）

福祉課岡田主幹。

○福祉課主幹（岡田康裕）

第8期の保険料の基準額のほう、どうするかという御質問だと思うんですけど、それにつきましても実際、来年度のほうにまた策定委員会等のほうで諮りながら、一定の第8期の基準額を定めていく形になると思うんですけど、ちょっとその時点での実際給付の見込みとかを踏まえた数字になってきますので、実際具体的に伸びる分と、実際基金のほうをどのぐらいっていう分ありますので、ちょっと具体的な基準額のほうにつきましてもは来年度の策定委員会の際に十分協議して検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（植田いずみ）

他にございませんか。稲月委員。

○委員（稲月敏子）

今、井戸委員の御質問に対して答えられた8期でもどうするかっていうのはまだわからないと。策定委員会の中でというふうなことをおっしゃっているわけですが、この剰余金って介護保険の制度から言って、これも何度も言っていることなんですけども、介護保険料、被保険者の方たちが保険料を払ってるわけですが、その中で余ってきたお金なんで、1号被保険者の保険料です。この方たちの払ったものの中味なんやということをやっぱりしっかり我々は押さえとかないかと思うんですよね。

だから、ため込んで、それを次、実際介護の実態というのであれば、我々、私たちの団塊の世代が75歳を迎えるときが一番大変やというようなこともずっと言われてますし、国のほうでも非常にいろいろ検討されてる。それももう介護どんどんどん受けにくく、制度を使いにくく、使いにくくしようというのがね、医療も含めて国は今、一生懸命考えておられるということも報道を通じて私も知ってるというふうに思ってるんですけども、やっぱり払い過ぎて今現在余ってきてる。これね、たくさんため込んで、次のステップ、大変なときに実際本当に使えるんか。全く違った制度っていうのも考えられてくるわけだね、もう本当にそこら辺は非常に未知のものでありますし、疑問に感じるところなんです。やっぱりたくさんたくさんためたら安心やというふうなことでは絶対ないというふうに思ってます。非常にこの我々1号被保険者の保険料によるというところ辺でね、もう少ししっかり考えていただいて、ため込んでいくことについての問題、制度上に問題があるんじゃないかというふうに思



うところでは。

そういう意味からも毎期ね、以前は平群町でも5期、6期なんかの策定計画を立てるときにはね、その3年間、1期間で基金に残していく予定としては5,000万程度が適当ではないかというふうなこともずっとこの2期ぐらいまでは考えられてたというふうに私も聞いているわけですが、斑鳩なんかでも毎期3,000万は残すと。それ以外は引き下げというんか、保険料にやっぱりちゃんとリンクできるようにされてるわけですよ。そういったところも実際ありますし、平群でも以前はそうやってたというのがあって、今5億にはならないかもしれないけれども、それに近いような数字になるというお答えでもありましたしね、その辺、以前やってた一定額については基金としては、ゼロにせえとは言いませんけども、置いとくというような考え方で今回やっていくというようなことは考えませんか。この点どうでしょうか。

○委員長（植田いずみ）

福祉課岡田主幹。

○福祉課主幹（岡田康裕）

基金をどれぐらい残すかっていうお話かと思うんですけど、どのぐらい基金があればいいかっていうのはなかなか、実際伸びとかのいろんな影響ありますので言えないと思うんですね。今現在4億円積み立てできたというのは現実的なお話になりますので、ちょっと実際どの部分、どのぐらい残すかっていうのはちょっと、先ほど5,000万というお話いただいたかもしれませんが、実際の伸びの関係もありますので、具体的な数字につきましてはちょっと差し控えさせてもらいます。

以上です。

○委員長（植田いずみ）

稲月委員。

○委員（稲月敏子）

この点について山口紹介議員のほうの御見解も伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（植田いずみ）

はい、紹介議員。

○紹介議員（山口昌亮）

その点についても言いますが、さっきの稲月委員からの質問の5億超えるのかどうか、もちろん結果は来年度でもありますからわかりませんが、先ほどの説明は私はちょっとおかしい。伸びが1.065%、計画では9%から10%の伸びを給付費は見てるわけ。それから見て9月議会の私の質問に対して、

当時担当者が松本主幹でしたけれども、5億円を超えてくるという答弁やった。だから、それも踏まえて正確に答えていただかないと、伸びが去年に対して1.065%だったらもっと乖離が出るはずですよ。だから計画との関係で毎年です、7期の計画については1年目、2年目、3年目と9%から10%の伸び率で見てるわけですよ。それで見て、そのうちの23%が1号被保険者の保険料となるわけだから、それから見たら、この3年間で本来なら1億5,000万赤字にならなければならないのを1億7,000万以上の黒字になるのかという質問をしたら「おっしゃるとおりです」という答弁やったわけや。だからその辺も含めて答弁してもらわないと正確性に欠けますよ、議会での答弁で。そこはきちんと押さえてやってもらわないと。

だから、もちろんね、幾らになるかっていうのは確定はできない。でも、今の見込みから言えば、それは軽く超えてくるだろうというのが私は正解だと思いますので、その辺はちょっと、当局のほうの答弁に対して私が言うのもあれですけども、この間の議論から言えば少しおかしいのではないかと思いますので、もし先ほどの岡田主幹の話がそうであれば、それはそれで前回と違う資料をきちんと示してですね、そうではないんだということを説明していただきたいというふうに思います。

今いただいた質問ですけども、私は5期、6期、7期の策定委員をさせていただきました。そのときの議論で、最初、5期の議論のときは5,000万円残すという議論でした。6期のときは策定委員会では基金を6,000万円残すとなっていたんですが、当時の岩崎町長が議会に提出したのは、最後もう1,000万引き下げに使って5,000万という金額でした。

ただ、7期になったときに、6期のときの終了間際、まだ策定委員会のときには6期完全に終了してませんから確定数字ではありませんけれども、当時で3億2,000万。見込みとして3億2,000万のお金が余るということやったわけです。それで、そのうち幾らを取り崩して7期の保険料軽減に使うかっていう議論に策定委員会でもなりました。しかし、そのときにはですね、3億2,000万もっていう金額ですから、それまでは1億5,000万とかそれぐらいの金額、1億二、三千万の金額でしたから、3億2,000万となるとですね、2億を取り崩すというふうになれば、策定委員会が出た意見ですよ、私の意見ではなくて、策定委員会の中ではそれだけ余りにも下げ過ぎると、今度8期のときに困らないかというような議論になったわけです。それで全体の意見として、私は反対しましたが、1億5,000万の取り崩しをするということに決まったんですね。それが7期の保険料決定の経緯です。町長もそれを尊重してですね、その計画で保険料の条例提案をなされた。それが今現在の保

険料になってるわけです。

そのときまで、私が5期、6期の委員してたときに大体当局、事務局のほうから5,000万程度残すということが、1期から後は知りませんが、それまでは知りませんが、大体5,000万程度の基金が残ってればちょっと赤字になっても3年間何とか運営できるというようなことだったんで、私はそれが普通だと思ってたんです。ところが7期についてはそういう1億、結果としては3億5,000万の基金が残って、1億5,000万使っても2億円残るといような計画で来ました。

これについては斑鳩町が、前も紹介したと思いますが、3,000万を残してあとは全て次の期の保険料の軽減に使うっていうことを内規というか、決めてるわけですね。7期もそういうふうにされてます。ですから、今、稲月委員からあった質問、私はもっともだと思う。どの金額がいいかというのは別にして5,000万程度というのが一番妥当だと思いますし、そうすると昨日の趣旨説明でも言いましたけれども、今度、今このまま行ったら5億。5億になるかどうかわかりませんが、5億近い金額になるとすればですよ、そしたら5,000万残したら、やっぱり4億円以上の基金を取り崩して8期の引き下げに使うと。

これ、4億っていう金額、どういう金額かというのと、1号被保険者の1年間の保険料って今幾らか知ってますか。年間全て合わせて4億5,000万です。4億5,000を、ほぼ1年分近いお金を取り崩すことになるんですね。だから、そうなったら当然策定委員会の中で、8期でそんだけ下げてしまったら9期でどうするんだっていう話になりますからね。だから私は1年前倒しして、今度の請願にあるような、来年4月からでも、金額はここに書いてますが、1億円かどうかは別にしてですね、やっぱり私は町当局の英断で幾ばくかは今下げといたほうが今後8期の策定委員会の議論もしやすいんじゃないかというふうに考えています。

以上です。

○委員長（植田いずみ）

福祉課岡田主幹。

○福祉課主幹（岡田康裕）

紹介議員の山口議員のほうから、いわゆる9月の際の5億円見込んでる、今の説明のほうでしたら5億円いくかどうかわからないというような説明の差異のこと、おっしゃったと思うんですけど、当然9月の決算の際につきましてはそれまでのわかっている見込みのほうでの積算で給付見込みしてると思いますし、今、直近の見込みですね、給付出てきてますので、その見込みのほうで積

算した場合のほうにつきましての数字ですので、ちょっとそういった差異が出てくるのかなと思っております。

以上です。

○委員長（植田いずみ）

ほかにございませんか。はい、馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

今回の請願は、要するに令和2年度まで7期の期間を1年前倒しにしたらどうやと、それを1億円減額したらどうやとということの請願であります。そこで山口議員、今、1年間の云々の話でね、4億円とこと、この自身は3年間をもって一つの周期としますんで、その点は私は基金の取り崩しについても一定考えるべきやなというふうには思います。思いますけども、今からあえて聞きます。

まず、よく議会でね、基金ようけあるから前倒ししたらどうやと、減額したらどうやとということが法的には載っていないということやけども、行政としてはね、この引き下げること、今回来年から1億円引き下げることについては国の考え方はどういう考え方してんの、まず。まず、それから聞くわ。

○委員長（植田いずみ）

福祉課長。

○福祉課長

ただいま質問のありました国の考え方っていうことの御質問です。国の考え方につきましては、介護保険事業については3年を1期として計画に基づいて運営されており、期の途中での引き下げについては、給付見込み額より実際の給付費が大きく上回って財政上支障が生じる場合に限って例外的に保険料率を変更することが可能とされております。また、積み立てた基金につきましては期の途中年度の引き下げに使うべきではなく、次期の保険料の上昇の抑制や引き下げに寄与されるものとされております。

以上でございます。

○委員長（植田いずみ）

馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

ということは、それは国の考え方ということで、それならば平群町の考え方としてはどうですか。

○委員長（植田いずみ）

福祉課長。

○福祉課長

ただいま1, 192名の御署名をいただいたところではございますけれども、平群町におきましても国の考え方を尊重していきたいと考えております。

○委員長（植田いずみ）

馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

来年、再来年で8期になるわけやけど、8期に向かって令和2年度に策定委員会のほうでいろいろ基金について議論もされるというふうに思います。その基金の運用について平群町としてはね、どのように令和8年度に向かって臨むのかと。8期に向かってね。その点、見解を述べていただけますか。

○委員長（植田いずみ）

福祉課長。

○福祉課長

平群町としましては、策定委員会におきまして基金、4億円近い黒になってますので、基金の活用も含めまして保険料の見直しをしていきたいとそのように考えております。

○委員長（植田いずみ）

馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

ということは基金の見直し、活用するってことは基金を使ってということは下げるということで認識でよろしいですか。

○委員長（植田いずみ）

福祉課長。

○福祉課長

そのとおりでございます。

○委員（馬本隆夫）

わかりました。

○委員長（植田いずみ）

他にございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。はい、山本委員。

○委員（山本隆史）

請願第1号 介護保険料の引き下げを求める請願書について、本請願に対しまして、現時点では採択できないという立場で討論させていただきます。

第1号被保険者の介護保険料算定については、中期的に安定した財源を確保するために3年を通じて考えることが介護保険法第129条で定められており、保険料率の変更については、実際の給付費額が当初の見込みを大きく上回り、財政上で支障が生じることと見込まれた場合のみ可能としております。

現在、第7期の2年目に当たり、ことしの9月時点では約3億9,800万円の基金残高となっていますが、請願文書の要旨、冒頭に記載されているような保険料を取り過ぎたのが原因ではなく、稲月委員さんもおっしゃったように、住民の皆様が日ごろから健康に留意し、介護サービスを受けなくても済むよう、介護予防等に努められた成果であると思っております。

しかしながら、第8期の計画策定時には少々の給付費変動にも緩和できる安定した基金残高を確認した上で策定委員会の皆様と協議していただき、今回の署名に御協力いただいた方だけではなく、被保険者お一人お一人から御不満の声が上がらないような軽減された保険料を決定していただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（植田いずみ）

はい、稲月委員。

○委員（稲月敏子）

それでは、私はこの請願に対して賛成をする立場で討論に参加をしたいと思っております。

介護保険特別会計の剰余金は全て65歳以上の1号被保険者の保険料で生まれたものであり、見直しが3年ごとだからといって、現在既に4億円以上もある剰余金の還元を先延ばしにしていくことは1号被保険者に対して大変な負担でもあり、失礼でもあり、非常に問題があると考えます。期の途中であっても速やかに保険料を引き下げることが1号被保険者への真摯な態度であり、行政のこれからの信頼にもつながっていくものと信じております。

以上のことから本請願の採択には賛成をさせていただきます。

○委員長（植田いずみ）

他に討論ございませんか。馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

今回の介護保険料の引き下げを求める請願に対して、私は反対討論を申し上げます。

第7期介護保険給付費準備基金は令和元年度末の基金残高は約4億数千万の見込みであります。介護保険法第117条に、市町村は基本指針に即して3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施に関する介護保険事業計画を定めるものとなっております。第8期に向けて令和2年度に介護保険事業計画策定委員会において、先ほど課長のほうから御答弁いただきましたように、基金を活用した保険料の見直しをという御答弁をいただきました。私は大いに期待をいたしております。

よって私は、介護保険法第117条の規定を尊重し、今回の介護保険料の引き下げを求める請願については反対といたします。

以上です。

○委員長（植田いずみ）

討論、他にございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより請願第1号について採決を行います。

請願第1号について採択することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

○委員長（植田いずみ）

挙手少数であります。よって、請願第1号 介護保険料の引き下げを求める請願書は不採択すべきものと決定いたしました。

ここで説明員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○委員長（植田いずみ）

続きまして、請願第2号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書を審査いたします。介護保険の請願に引き続きまして請願の紹介議員であります山口議員に出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

昨日資料請求があった近隣の基金状況の一覧が資料請求として出ておりますので、この説明を求めたいと思います。健康保険課長。

○健康保険課長

すみません、冒頭、資料の差しかえをお願いいたしまして、申しわけございませんでした。近隣、生駒、北葛各町の財政調整基金及び剰余金の一覧表でございます。29年度の期末から30年度の積み立て、取り崩し、そして30年度の期末、そして30年度の収支、右端に基金残高と収支の合計額、剰余金合計を記載しております。

以上でございます。

○委員長（植田いずみ）

それでは続きまして、本会議初日において紹介議員より説明を受けておりますので、説明を省略いたします。

これより請願第2号に対する質疑に入ります。紹介議員並びに当局に対し、質疑がありましたらお願いいたします。はい、山本委員。

○委員（山本隆史）

こちらのほうについても昨日山口議員さんのほうから御説明がございましたが、この請願文書についても1,140筆の署名をいただいております。こちらのほうは皆様、国保加入者の方々と認識してよろしいでしょうか。

○委員長（植田いずみ）

はい、紹介議員。

○紹介議員（山口昌亮）

先ほどと同じですが、今、平群町の国保加入者はこの五、六年で5,900人から四千幾らまで、1,000人以上減ってます。もちろん国保加入者の方中心に書いてもらってますが、平群町の住民、子どもは別にして有権者であれば今の平群町の状況を憂えて署名に協力をしていただいた、そういうことあります。

○委員長（植田いずみ）

はい、山本委員。

○委員（山本隆史）

ありがとうございました。それでは、町長にお尋ねします。当初の予定より大幅に国保財政が改善してまいりましたが、県のほうへは今後の納付金算定について、どのような働きかけを行っていただいておりますでしょうか。

○委員長（植田いずみ）

健康保険課長。

○健康保険課長

町長と担当課のほうでですね、県のほうに出向かせていただきましてですね、今後の、中間年度、3年度の見直しに向けて取り組みの状況につきまして、平



群町の納付金が高いというふうにならずと私どもも思っておりますので、その是正の方法、もしくは、それとですね、全県的に不公平のない、バランスのいい県の見直しに向けて取り組んでいただけるようにということでお願いに参っております。

以上です。

○委員長（植田いずみ）

他にございませんか。はい、井戸委員。

○委員（井戸太郎）

私もこれまでずっとね、国民健康保険税はもう引き下げをと言ってまいりましたけれども、新しく町長になられたわけですが、さきの9月議会でもう引き下げる旨のことをおっしゃられてたと思うんですけども、現段階でそういう、余程のことがない限り、12月、1月に大体のデータが出てくるということなんですけれども、3月議会になるのでしょうか。きっちり今の時点で引き下げるおつもりかということをやはりちょっと答弁いただきたいんですけども、いかがですか。

○委員長（植田いずみ）

町長。

○町長

井戸委員からの御質問にお答えしたいと思います。

確かに平成29年度、1.6倍という本当に高い値上げをしたということで、奈良県下で本当に一番高い税率になっております。国民健康保険の見直しにつきましても、一応令和元年度の決算状況、また来年1月には県の納付金が確定をします。そして、令和3年度には県下において再度納付金の見直しをされるというふうに聞いております。その中では1人当たりの医療費が伸びてる中で今後の件の納付金の推移や、また平群町でも被保険者が減っておりますので、被保険者の推移、それでまた総数が減りますと国保税収入も減ってまいります。そのことに向けて、見きわめながら2年度には国民健康保険税の見直しを行っていききたいという考えには変わりございません。引き下げ額については答えられません、過去4年連続で国民健康保険税を引き下げたということで、そのために赤字に陥ったというようなこともありますので、そのことと同じことを繰り返さないためにも慎重に検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（植田いずみ）

他にございませんか。稲月委員。

○委員（稲月敏子）

2年度中に見直すという決意のほどというか、お考えはお示しになられたというふうに聞かせていただいたんですけれども、今の国保会計の収支見込み、9月議会で実質単年度で5,000万程度の黒字になってくると。累積で1億2,000万円前後というふうにおっしゃっていただいていたと思うんですけども、現時点での見込額はどうなっていますか。

○委員長（植田いずみ）

健康保険課乾主幹。

○健康保険課主幹（乾 充喜）

9月議会でも申しましたように、累積で1億2,000万から3,000万程度の剰余金が発生する見込みとお答えさしてもらいましたけれども、今のところでもそのとおりでございます。

○委員長（植田いずみ）

他にございませんか。はい、馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

町長ね、担当者でも構へんねけど、基本的にこの12月ごろに納付金の仮算定が行政に指示されるわけや。平群町に幾らと。1月末ぐらい、もしくは2月のもう初めには必ず本算定納付金の指示が来るわ。そして1月の末、2月になったら一定の令和元年度の国民健康保険税の大体見通し、決算やで、が大体私は見えてくるんじゃないかな。なぜならば2月に策定委員会あるから、そこまで一定のもんを出していかなあかんというふうに思います。

調べた結果、ことしの9月末でね、町長、平群町には4,620人の加入者がおいでになるわけやけど、そこで、町長は恐らくその見通し、井戸君の質問に対して令和2年度になって引き下げるといような答弁されたように記憶すんねけど、国民健康保険賦課すんのは7月や。6月議会でも令和2年しようと思ったらできるわけや。その意味も兼ねておっしゃったのか。もしくはこの3月議会、来年の3月議会を思っておっしゃったのか。いやいや、違いますよ。令和2年度の6月議会まで弾力性に持っていたきたいというふうなニュアンスで引き下げますというふうにおっしゃったのか。そこら辺はどうですか。

○委員長（植田いずみ）

町長。

○町長

国民健康保険税の課税につきましては、納付書発行については7月からというふうなことでござっております。来年1月、きちっと県の納付金が確定されます。そして5月、6月には税のほうも、ある程度の住民の所得もわかってまい

りますので、その辺も見きわめながら遅くても6月議会までには提出をしたいと思いますというふうに考えております。

○委員長（植田いずみ）

馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

そしたら、6月までには要するに引き下げていただくというニュアンスでとってよろしいですね。それでよろしいな。はい、わかりました。

○委員長（植田いずみ）

はい、町長。

○町長

はい、そのとおりでございます。

○委員（馬本隆夫）

はい、結構です。

○委員長（植田いずみ）

稲月委員。

○委員（稲月敏子）

今、馬本委員の質問に対して6月議会までには引き下げたいというような趣旨の御答弁があったわけですが、ぜひとも、もう本当に一日も早く引き下げるべきやというふうに考えます。引き延ばされたら延ばされるだけ我々被保険者にとって非常に大きな財政的な負担というのがあるわけで、私自身も含めてね、毎月そら6万以上納めなあかんというのは非常に大きな負担でありますし、今、消費税も引き上げられてね、全住民が非常に今、生活苦にあえいでるわけでね。そういった住民の生活も含めて考えれば、この高過ぎる、県下一高いということで、今、町長のほうもお認めになってるわけですが、このような実態が起こってきてるわけですので、一日も早い引き下げをしていただくということで、この請願にもぜひ皆さんで賛成をしていただいて、次の議会までに引き下げを町としても提案をぜひしていただきたいなというふうなことも思ってるわけですが、そういうところ辺でのもう一度決意のほどを聞かしていただきたい。

○委員長（植田いずみ）

町長。

○町長

それでは、稲月委員の質問にお答えさせていただきます。

先ほども言いましたように、引き下げ額についてはきちっと答えられません。先ほども言いましたように、4年連続でというような形で赤字になったというこ

ともありますので、それは慎重に検討しながら、6月までには議案を提出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（植田いずみ）

他にございませんか。はい、稲月委員。

○委員（稲月敏子）

今、再度お答えをいただいたわけですが、本当に必ず引き下げを、国保料金については住民の大きな負担が生じてるところら辺で、もう何度も言ってますけれども、必ず引き下げて住民のこの請願の趣旨に基づいてね、やっぱり応えていただくということでお願いをしときます。

○委員長（植田いずみ）

他にございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。はい、山本委員。

○委員（山本隆史）

請願第2号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書について、本請願に対しまして、現時点では採択できないという立場で討論させていただきます。

平成27年度の実質単年度収支が約1億9,500万円の赤字決算で、財政調整基金の残高は先ほどの表にもありましたようにゼロとなり、年度末剰余金はマイナス2,675万円、28年度も実質単年度収支約8,769万円の赤字決算で年度末剰余金はマイナス1億1,444万円まで膨れ上がりました。そして、県単位化の準備に向けて29年度の税率を大幅改正し、30年度には財政調整基金に2,900万円を積み立て、現在は6,656万円になっております。

平成30年度から国保税の引き下げに関する発議や請願について、私の討論は一貫して、令和3年度の間見直しを見ながら本当に引き下げが可能な時期に議論をすべきで、それまでは時期尚早と述べてまいりましたが、この間に西脇町長が県担当課へ足を運ばれて、先ほど課長の御答弁もありましたように、不公平なバランスの見直しなど納付金算定については是正を促していただいたこともあり、今後の納付金を修正していただける希望も見えてきました。しかしながら、現時点で令和2年度の納付金算定は未確定でございます。令和2年1

月末ごろに本算定が出るとお思いますので、最低でも本算定が出るまでは5,000万円等の具体的な引き下げ額には注意すべきことから、請願者や署名いただいた方々、紹介議員の皆様には現時点での採択はできない旨を御理解いただきたいとお思います。

以上です。

○委員長（植田いずみ）

他に。はい、稲月委員。

○委員（稲月敏子）

私は本請願については賛成をする立場で述べます。

1.6倍もの大幅な増税をしても2億5,000万円の赤字がさらに出るといふようなことを前町長はおっしゃって、住民や被保険者を本当に、はっきり言っておどすような形で1.6倍の超大増税を強行されました。その結果、当年度末には赤字を全て解消して約3,000万の黒字となりました。町当局の見通しの失敗はここで明らかになりました。

県単位化の新制度のもとで、県の標準税率を大きく上回る現在の平群町の国保税率では来年度も黒字となることが当局の答弁でも明らかになっています。引き下げる財源はあるわけです。住民や被保険者の願いにしっかり応えていくのが議会の役割だという思いです。町長も引き下げをするというふうな方向でははっきりおっしゃっているわけですから、本請願の採択には全員で賛成し、引き下げをしていただくようお願いをしたいと思ひまして、本請願の採択には賛成をさせていただきます。

○委員長（植田いずみ）

他に討論ございませんか。はい、井戸委員。

○委員（井戸太郎）

今回は採択に関しては反対の立場で討論させていただきます。

私は今まで国保の引き下げ発議、請願書、全て積極的に賛成してまいりました。今も引き下げに関してはもう絶対すべきだと考えております。しかしながら、町長が新しく変わられて、データがそろい次第、初めて引き下げるといふ事実上のお約束をされました。そういう意味では引き下げ金額、ここに5,000万と書いてありますが、これは町長に判断を委ねたいと考えております。5,000万の引き下げ、そういう意味では、これがなければ私も大賛成であったんではございますけれども、5,000万の引き下げを明記している請願には残念ですが、賛成できないということで反対させていただきます。

○委員長（植田いずみ）

他に討論ございませんか。馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

国民健康保険税引き下げ請願に対する反対討論を行います。

平成23年から26年度の4年間に大幅な減税をしたために基金が枯渇、平成29年度から1.6倍に課税され現在に至っております。平成30年度決算では収入差し引き収支が約3,700万の黒字、財政調整基金保有額が約2,900万円、合わせて約6,600万の剰余金が発生をいたしました。県は中間年度の令和3年度に納付金見直しをされます。平群町は来年度に税率の見直しを審議される一応予定となっております。私は、令和元年度末の剰余金合計が約1億2,000万から3,000万程度が見込まれると思っております。

過去の教訓を踏まえ、二度と加入者に迷惑をかけないためにも1億数千万円の剰余金確保が必要と考え、今まで国保税減税の修正案、請願書などに対し反対討論を行ってまいりました。今回の請願につきましては引き下げには理解ができますが、5,000万もの引き下げは大きく、国保会計健全化のためにも1億数千万の剰余金確保が必要と考え、現時点では5,000万円の減税は理解できません。よって、国民健康保険税の引き下げを求める請願には反対をいたします。

以上です。

○委員長（植田いずみ）

他にございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより請願第2号について採決を行います。

請願第2号については採択することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

○委員長（植田いずみ）

挙手少数であります。よって、請願第2号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書は不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

町長、閉会に当たりまして御挨拶をお願いいたします。町長。

○町長

文教厚生委員の皆様方には慎重審議いただきまして本当にありがとうございました。また、町提出議案であります議案第64号、第65号につきましては可決いただき、本当にありがとうございました。

本会議におきましても可決賜りますようお願いいたしまして、閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○委員長（植田いずみ）

慎重審議いただきまして、ありがとうございました。

本日の文教厚生委員会はこれをもって閉会いたします。

（ブー）

閉 会 （午前11時39分）